

3野高第734号  
令和3年7月15日

保護者様

東京都立野津田高等学校長  
池戸 成記  
(公印省略)

## 多子世帯における都立学校授業料等支援事業（7月申請）のお知らせ

平素より、本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

昨年度から、新たに多子世帯における都立学校授業料等支援事業が開始されております。  
この制度は、所得制限により就学支援金の対象とならない世帯で、扶養する子が3人以上（年齢制限あり）の世帯に対して 授業料を支援する制度で、認定されると授業料が半額となります。

該当のご家庭で申請を希望する保護者の方は、経営企画室まで申請書類を受け取りに来ていただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 対象となる世帯 就学支援金の対象外の世帯（世帯年収おおよそ910万円以上）※で、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

※正確には、（令和3年度 区市町民税の課税標準額）×6%－（区市町村民税の調整控除の額）が304,200円以上の世帯を指します

- 2 申請書類の配布 野津田高等学校 経営企画室窓口でお配りしております。  
生徒さんが申請書を受け取りに来ることも可能です。

申請される場合は、上記1の要件を満たしていることを必ずご確認ください。

- 3 申請書類の提出 申請書類を経営企画室 窓口へ提出、または郵送してください。  
生徒さんが経営企画室へ提出しても結構です。

- 4 提出期限 令和3年7月30日（金）学校必着

★ なお、すでに令和3年度 多子世帯授業料支援の認定を受けている方は、あらためての申請は必要ありません。

### <問合せ先>

東京都立野津田高等学校 経営企画室  
電話042（734）2311